

米国産乾燥パセリからクロルピリホス検出 厚労省



検疫所におけるモニタリング検査の結果、米国産乾燥パセリから有機リン系殺虫剤クロルピリホスが2回にわたって検出されました。当該検出値を生パセリに換算したところ、クロルピリホスのパセリに対する残留基準値を超過していました。

このため厚生労働省は平成17年8月3日付で、米国産パセリ及びその加工品について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施を決定しました。

パセリに対するクロルピリホスの残留基準値は0.01ppmですが、今回の違反事例では0.03ppmと0.06ppmのクロルピリホスが検出されました。

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の対象となった場合、輸入者は費用を負担して、厚生労働省指定検査機関で検査を実施しなければならず、検査結果が判明し問題がないことが確認されるまで、輸入手続きを進めることができません。

資料:2005年8月3日付 厚生労働省報道発表資料
2005年8月5日付 EIC ネット

環境分析箇所 田沼祐樹

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

